

新訂 わかりやすい建築基準法 正誤表

このたびは、「新訂 わかりやすい建築基準法」をお買いいただき厚く御礼申し上げます。
本文中に下記の修正箇所(規則改正も含みます)がございました。
深くお詫び申し上げますとともに、修正をお願いいたします。

頁	行数	修正前	修正後
3	上から9行目	近年の主な改正	近年の主な建築基準法及び関連法規の改正
11	上から23行目	その安全性	その安全上
33	上から18行目	である。	である(建築基準関係規定)。
34	上から25～26行目	ただし、軽微な変更であっても、建築基準関係規定に係る変更の場合は確認申請を行う。	平成19年11月14日の規則改正により、左記のただし書き部分を削除し、次の文章を挿入。 軽微な変更とは、規則3条の2第1項一号から十二号に掲げるものであって、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものとする。
34	上から23～27行目	平成19年11月14日の規則改正により、ただし書き部分を削除し、次の文章を挿入。 軽微な計画変更 …軽微な変更とは、規則3条の2第1項一号から十二号に掲げるものであって、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものとする。	平成20年5月27日の規則改正により、計画変更と軽微な変更を区分して記載する。 計画変更と軽微な変更 ア 計画変更(法6条1項) 確認済証の交付を受けた後に計画の変更を行う場合は、その工事の着手前までに、変更に係る確認申請を行い、確認済証の交付を受ける。ただし、その計画の変更内容が、軽微な変更(規則3条の2)に該当する場合は、計画変更の確認申請は不要である。なお、完了検査の申請後に計画変更はできない。 イ 軽微な変更(規則3条の2) 計画変更の確認申請を要しない変更として、規則3条の2第1項一号～十五号に規定されている。例えば、敷地面積が増加する場合、高さが減少する場合、準不燃材料から不燃材料への変更、構造耐力上主要な部分における位置や材料・構造の変更、非構造部材の材料・構造等の変更、建築設備の材料・構造又は位置の変更等で、かつ、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものとする。軽微な変更に該当する場合は、完了検査や中間検査の申請の際に、軽微な変更説明書を提出する。
36	上から11行目	令13条の2	令10条
36	上から22行目	令13条の2	令10条
44	上から10行目	詳細は	詳細な
47	上から19行目	認定プログラム	大臣認定プログラム
57	図中	補正又は追加説明書を求める	適合するかどうかを決定することができない旨の通知書で、補正又は追加説明書を求める
77	下から2行目	用途により	削除
102	上から10行目	100㎡	100㎡(共同住宅の住戸にあっては200㎡)
102	上から14行目	100㎡	200㎡
117	上から10行目	排光上	排煙上
167	上から11行目	許容応力度等計算	許容応力度計算
324	図9-35中	2Aかつ35m以内 A<B	2Lかつ35m以内 A<B<L
376	上から4行目	郵便局	郵便法の規定により行う郵便の業務(郵便窓口業務の委託等に関する法律2条に規定する郵便窓口業務を含む)の用に供する施設
381	上から13行目	郵便局	削除
384	上から19行目	郵便局	削除
422	上から24行目	配筋する工事が対象	配筋する工事及びプレキャストコンクリート製品の配置、接合工事が対象(プレキャストコンクリート製品を使用する工事の工程に係る中間検査について(平成19年国住指1648号))
463	上から20行目	5年間保存	15年間保存
全般		適合するかどうかを決定できない旨の通知書	適合するかどうかを決定することができない旨の通知書